証券コード　7538
2025年6月6日

株　主　各　位

大阪市福島区野田一丁目1番86号
大阪市中央卸売市場内
株式会社　大　　水
代表取締役社長執行役員　山橋英一郎

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第90回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご出席くださいますよう、ご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページから4ページのご案内に従って、2025年6月23日（月曜日）午後4時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1．日　　時　2025年6月24日（火曜日）午前10時
2．場　　所　大阪市福島区野田二丁目13番9号
大水野田ビル3階　当社会議室
3．目的事項
報告事項
1．第90期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第90期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類報告の件
決議事項
第1号議案　取締役8名選任の件
第2号議案　監査役1名選任の件

4．電子提供措置に関する事項

当社は、法令及び当社定款の規定に基づき、株主総会資料につき、電子提供措置をとっております。電子提供措置に関する事項は以下のとおりです。

当社ウェブサイト 株主総会ページ	https://www.daisui.co.jp/ir/news/
株主総会資料 **掲載ウェブサイト**	https://d.sokai.jp/7538/teiji/
東京証券取引所ウェブサイト 東証上場会社情報サービス	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大水」又は「コード」に当社証券コード「7538」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

以　上

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

※電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- 事業報告の企業集団の現況に関する事項の「企業集団の主要な事業セグメント」、「主要な営業所及び使用人の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」
- 事業報告の株式に関する事項の「事業年度中に会社役員（会社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項」、「新株予約権等に関する事項」
- 事業報告の会社役員に関する事項の「補償契約に関する事項等」、「役員等賠償責任保険契約に関する事項」、「その他会社役員に関する重要な事項」、「各社外役員の主な活動状況等」、「責任限定契約に関する事項」、「社外役員の報酬等の総額」、「記載内容についての社外役員の意見」
- 事業報告の「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」「株式会社の支配に関する基本方針に関する事項」「特定完全子会社に関する事項」「親会社等との間の取引に関する事項」
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- 計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 監査報告の「会計監査人の監査報告書　謄本」

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つがございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2025年６月24日（火）
午前10時

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年６月23日（月）
午後４時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページのご案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年６月23日（月）
午後４時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

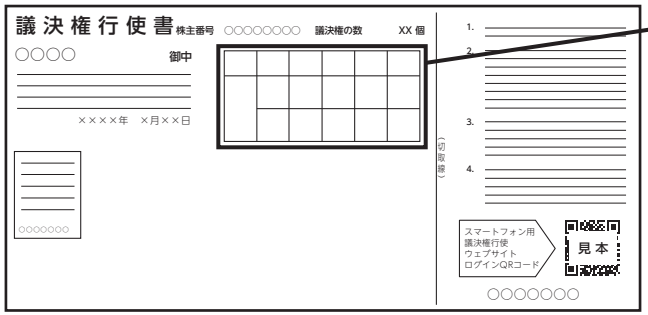

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第２号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

書面（郵送）により議決権を行使された場合において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

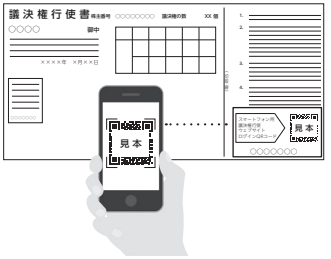

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

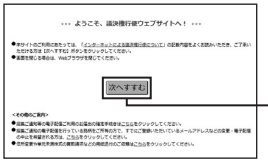

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

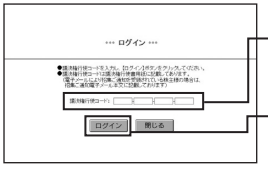

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　午前９時～午後９時）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化・充実を図るため、１名増員のうえ、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位、担当
1	山橋　英一郎	【再任】	代表取締役社長執行役員
2	湯上　信元	【再任】	取締役常務執行役員営業部門統括兼経営企画室担当兼海外販売部長
3	児島　實	【再任】	取締役常務執行役員大阪鮮魚部門長兼大阪本場支社長
4	金岡　正倍	【再任】	取締役上席執行役員神戸支社長兼神戸東部支社長
5	三谷　拓己	【再任】	社外取締役
6	西山　康成	【再任】	取締役執行役員管理部門統括兼経営管理部長
7	松葉　知幸	【再任】 【社外】 【独立】	社外取締役
8	谷内　満	【新任】 【社外】	

【再任】再任取締役候補者　【新任】新任取締役候補者　【社外】社外取締役候補者
【独立】証券取引所届出独立役員候補者

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位、
担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>【再任】
山　橋　英一郎
(1956年11月23日生)</td><td>1980年４月　日本水産株式会社（現株式会社ニッスイ）入社
2009年６月　同社執行役員業務用食品部長
2011年３月　同社執行役員食品事業副執行、業務用食品部長
2016年６月　当社取締役常務執行役員
2018年６月　当社取締役常務執行役員経営企画室担当
2019年６月　当社代表取締役社長執行役員
2022年６月　当社代表取締役社長執行役員営業本部長
2025年４月　当社代表取締役社長執行役員（現任）</td><td>109,907株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
山橋英一郎氏は、水産業界における豊富な経験と専門性を有しており、当社の代表取締役社長執行役員として、当社の発展に貢献してまいりました。豊富な経験と専門性を活かし、引き続き当社の発展に寄与できるものとして、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>【再任】
湯　上　信　元
(1959年８月27日生)</td><td>1983年４月　日本水産株式会社（現株式会社ニッスイ）入社
2006年３月　同社関西水産営業部長
2009年６月　当社執行役員営業本部長補佐
2010年４月　当社常務執行役員営業本部長
2013年１月　株式会社大分水産取締役（現任）
2013年６月　当社取締役執行役員営業本部長
2015年６月　当社取締役常務執行役員営業本部長
2019年５月　株式会社京都興産取締役（現任）
2019年６月　当社取締役常務執行役員経営企画室担当
2022年６月　当社取締役常務執行役員営業本部長補佐兼経営企画室担当
2024年３月　当社取締役常務執行役員営業本部長補佐兼経営企画室担当兼海外販売部長
2024年５月　株式会社別府魚市取締役会長（現任）
2025年４月　当社取締役常務執行役員営業部門統括兼経営企画室担当兼海外販売部長（現任）</td><td>44,318株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
湯上信元氏は、水産業界における豊富な経験と専門性を有しており、営業部門及び経営企画部門を中心に当社の発展に貢献してまいりました。豊富な経験と専門性を活かし、引き続き当社の発展に寄与できるものとして、取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位、
担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>【再任】
児島（こじま）　實（みのる）
(1955年12月15日生)</td><td>1974年４月　京都魚市場株式会社入社
2012年４月　当社大阪本場支社鮮魚１部長
2015年６月　当社執行役員大阪本場支社鮮魚部門統括兼鮮魚１部長
2016年６月　当社上席執行役員大阪本場支社長代行兼鮮魚１部長
2017年４月　当社上席執行役員大阪本場支社長兼鮮魚１部長
2017年６月　当社取締役上席執行役員大阪本場支社長兼鮮魚１部長
2019年４月　当社取締役上席執行役員大阪鮮魚統括兼大阪本場支社長
2020年６月　当社取締役常務執行役員大阪鮮魚統括兼大阪本場支社長
2021年３月　当社取締役常務執行役員大阪鮮魚部門大阪鮮魚統括兼大阪本場支社長兼東部鮮魚部長
2022年３月　当社取締役常務執行役員大阪鮮魚部門大阪鮮魚統括兼大阪本場支社長
2025年４月　当社取締役常務執行役員大阪鮮魚部門長兼大阪本場支社長（現任）</td><td>44,718株</td></tr>
<tr><td colspan="2">取締役候補者とした理由
児島實氏は、長年にわたり市場営業部門に従事し、当社の発展に貢献してまいりました。豊富な経験と営業面での専門性を活かし、引き続き当社の発展に寄与できるものとして、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>【再任】
金岡（かなおか）　正倍（まさひろ）
(1962年９月８日生)</td><td>1988年２月　神戸海産物株式会社入社
2012年４月　当社大阪本場支社鮮魚３部長
2018年６月　当社執行役員大阪本場支社鮮魚３部長
2019年４月　当社執行役員大阪鮮魚副統括兼大阪本場支社鮮魚３部長
2021年３月　当社執行役員神戸支社長兼神戸東部支社長
2021年６月　当社上席執行役員神戸支社長兼神戸東部支社長
2024年６月　当社取締役上席執行役員神戸支社長兼神戸東部支社長（現任）</td><td>25,180株</td></tr>
<tr><td colspan="2">取締役候補者とした理由
金岡正倍氏は、長年にわたり市場営業部門に従事し、当社の発展に貢献してまいりました。豊富な経験と営業面での専門性を活かし、引き続き当社の発展に寄与できるものとして、取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位、
担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>【再任】
三谷（みたに）　拓己（たくみ）
(1962年12月28日生)</td><td>1985年４月　日本水産株式会社（現株式会社ニッスイ）入社
2012年４月　同社名古屋支社長
2020年３月　同社大阪支社長
2020年６月　当社社外取締役（現任）
2020年６月　日本水産株式会社（現株式会社ニッスイ）執行役員大阪支社長
2022年12月　同社執行役員関西支社長
2025年３月　同社執行役員特命事項担当（現任）</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
三谷拓己氏は、水産業界における豊富な経験と専門性を活かし、当社の発展に貢献できるものとして、取締役候補者といたしました。なお、同氏は2025年６月23日をもって、株式会社ニッスイを退職する予定であります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>【再任】
西山（にしやま）　康成（やすなり）
(1971年７月２０日生)</td><td>1994年４月　当社入社
2020年３月　当社管理本部経理部長
2022年７月　当社管理本部副本部長兼事務管理部長
2023年３月　当社管理本部副本部長
2023年６月　当社執行役員管理本部副本部長
2024年６月　当社取締役執行役員管理本部長
2025年４月　当社取締役執行役員管理部門統括兼経営管理部長（現任）</td><td>17,121株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
西山康成氏は、長年にわたり管理部門の業務に従事し、当社の発展に貢献してまいりました。豊富な経験と専門性を活かし、引き続き当社の発展に貢献できるものとして、取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位、
担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>【再任】
【社外】
【独立】
松葉　知幸
(1951年3月10日生)</td><td>1978年４月　弁護士登録（大阪弁護士会）
1981年４月　松葉法律事務所設立
2002年４月　大阪弁護士会副会長
2003年７月　特定非営利活動法人消費者ネット関西理事
2004年４月　日本弁護士連合会代議員
2008年４月　近畿弁護士会連合会司法問題対策委員会委員長
2009年４月　大阪弁護士会司法改革推進本部本部長代行
2009年６月　当社社外取締役（現任）
2012年４月　日本弁護士連合会常務理事
2012年６月　特定非営利活動法人消費者ネット関西理事長（現任）
2015年４月　大阪弁護士会会長
2015年４月　日本弁護士連合会副会長
2025年５月　事務所名をフェニックス法律事務所に変更</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
松葉知幸氏は、社外取締役候補者であります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、引き続き会社法及びコーポレートガバナンス・コードの期待する取締役会の経営監督機能を強化できるものと判断したため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員長として当社の取締役等の選解任に関する事項などについて、独立した客観的観点から関与いただく予定です。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>【新任】
【社外】
谷内　満
(1970年５月13日生)</td><td>1993年４月　日本水産株式会社（現株式会社ニッスイ）入社
2015年３月　同社大阪支社食材営業部長
2018年３月　同社水産事業第二部長
2019年３月　同社水産事業第一部長
2023年３月　同社広域営業本部副本部長
2024年６月　同社執行役員水産事業副執行、養殖事業推進部管掌
2025年３月　同社執行役員関西支社長（現任）</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
谷内満氏は、社外取締役候補者であります。同氏は水産業界での豊富な経験に基づき、社外取締役として、当社経営に対するご意見やご指導が当社の発展に寄与できるものと期待したため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の取締役等の選解任に関する事項などについて、客観的観点から関与いただく予定です。</td></tr>
</table>

（注）１．三谷拓己氏は、株式会社ニッスイの執行役員特命事項担当であり、谷内満氏は、株式会社ニッスイの執行役員関西支社長であります。当社は同社との間に商品の仕入れ等の取引があります。なお、他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．松葉知幸氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって16年となります。

３．松葉知幸氏及び三谷拓己氏は、当社との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第23条第２項の規定により、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。松葉知幸氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、谷内満氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の業務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合等を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

５．当社は、松葉知幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役齋藤守氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株　式　の　数
【再任】 【社外】 齋藤（さいとう）　守（まもる） (1966年７月５日生)	1990年４月　農林中央金庫入庫 2016年６月　同業務監査部副部長 2018年４月　同業務監査部部長 2021年４月　同営業企画部参事役 2021年６月　当社常勤社外監査役（現任）	－株
社外監査役候補者とした理由 齋藤守氏は、社外監査役候補者であります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる金融機関での豊富な経験と幅広い見識を引き続き当社の監査に反映していただくことを期待したため、社外監査役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の取締役等の選解任に関する事項などについて、客観的観点から関与いただく予定です。		

【再任】再任監査役候補者　【社外】社外監査役候補者

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．齋藤守氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
３．齋藤守氏は、農林中央金庫出身であります。当社と同金庫との間には融資取引があります。
４．齋藤守氏は、当社との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第31条第２項の規定により、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の業務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合等を除く）。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以　上

事　業　報　告

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

1-1．事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や良好な企業収益が続いたことで、景気は緩やかな持ち直し傾向となりました。しかしながら、アメリカの経済政策や地政学的リスクの高まりがわが国の景気を下押しする懸念材料となっており、先行きは不透明な状況であります。

当水産流通業界におきましては、漁獲量の減少や世界的な水産物需要の拡大といった需給状況にあります。また、人件費や物流費の増加、円安等によるコストの上昇の影響も加わり、水産物価格は上昇傾向にあります。消費動向は、好調なインバウンド需要により外食関係は引き続き堅調に推移しております。一方で、物価高騰による消費者の節約志向の高まりにより内食需要の伸びは鈍化するなど、厳しい業界環境となりました。

このような状況のもと、当社グループでは、水産物を安定供給するという社会的使命を果たすべく、産地出荷者とのネットワークの強化等に努めてまいりました。

当連結会計年度の経営成績は、売上高は993億２百万円（前期比0.9％増）となりました。市場営業部門においては、漁獲量の減少等により取扱量が減少しましたが、単価高の影響もあり、売上高は概ね前期並みとなりました。市場外営業部門においても、漁獲量の減少の影響により輸出取引が減少しましたが、冷凍スリミの国内での販売が順調に推移したことにより売上高は前期を上回りました。

損益面では、人件費・諸物価の高騰の影響により固定費が増加したことで、営業利益は６億80百万円（前期比18.0％減）、経常利益は８億24百万円（前期比17.4％減）と減益になりました。一方、税効果会計における今後の課税所得の見込額が増加したことから、法人税等調整額（益）を４億40百万円計上しました。そのため、親会社株主に帰属する当期純利益は、11億89百万円（前期比17.8％増）と増益となりました。

各セグメントの経営成績は次のとおりであります。

【水産物販売事業】

市場営業部門の鮮魚関係では、気候変動に伴う海水温の上昇などの影響が継続しており、漁獲量の減少が続いております。魚種別取扱金額では、マダイ、サンマ、タコが増加した一方で、マグロ、ブリ、イカは減少しました。塩冷関係については、鮭鱒、カニ、ウナギ、魚卵が堅調に推移したものの、不漁の影響によりチリメン、シラスの取扱いが大幅に減少しました。これらの結果、市場営業部門全体としては、売上高は概ね前期並みとなりました。

市場外営業部門では、量販店などの小売業態向けの販売や海外向け販売が減少しました。一方で、冷凍スリミは販売数量が順調に増加し、売上高が前期の実績を上回りました。この結果、市場外営業部門全体としては、売上高は前期の実績を上回りました。

損益面では、積極的な集荷・販売の取り組み及び適正な利益の確保に努めたものの、人件費などの固定費増加が影響し、セグメント利益は前期の実績を下回りました。

以上の結果、売上高は990億84百万円（前期比0.9%増）となり、セグメント利益は８億28百万円（前期比12.3%減）となりました。

【冷蔵倉庫等事業】

冷蔵倉庫等事業は、荷受作業収入が増加した一方で、保管料収入が減少したことから、売上高は２億63百万円（前期比4.7%減）となりました。利益面では、電気料金の上昇に伴う売上原価の増加や人件費の増加が影響し、セグメント利益は７百万円（前期比66.9%減）となりました。

セグメントの概況

（単位：百万円）

事業セグメント	売上高	営業利益
水産物販売事業	99,084	828
冷蔵倉庫等事業	263	7
計	99,348	836
調整額	△46	△155
合計	99,302	680

（注）１．売上高の調整額はセグメント間の内部売上高であります。
２．営業利益の調整額は主に各セグメントに配分していない全社費用であります。

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達については特記すべき事項はありません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については特記すべき事項はありません。

1-3. 直前三事業年度の企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	2021年度 第 87 期	2022年度 第 88 期	2023年度 第 89 期	2024年度 第90期(当期)
売上高	88,788	98,458	98,460	99,302
経常利益又は経常損失（△）	△119	598	998	824
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△18	701	1,009	1,189
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）	△1円38銭	52円46銭	75円00銭	87円92銭
純資産	7,554	8,232	10,042	11,457
総資産	21,070	22,488	24,745	24,840
1株当たり純資産額	567円01銭	613円68銭	744円46銭	845円39銭

(注) 1．1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

2．1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

1-4. 対処すべき課題

(1) 経営方針・経営戦略等

当社グループは、「企業理念」及び「経営理念」のもと、水産物を中心に、農畜産品、調理品などの食料品の販売等に関する業務を展開しております。

「水産物販売事業」は当社グループの中核を担う事業であります。大阪・京都・神戸の卸売市場を主な営業拠点として、市場内外の卸売会社、量販店、食品メーカーなどへ水産物全般を販売し、関西の食卓へ届ける役割を担っております。

「冷蔵倉庫事業」では、冷蔵倉庫を運営しております。当社グループの水産物販売にかかる流通機能を補完する役割を担っており、生鮮品の品質維持や安定供給に貢献しております。

水産資源の変化や消費者ニーズの多様化など、事業を取り巻く環境は日々変化しておりま

す。こうしたなか、当社グループは、組織的な調達力を強化し、顧客の期待に応えていくことで、企業価値の向上を目指してまいります。

『企業理念』
大水グループは、自然の恵みに感謝し、古（いにしえ）からの食文化を守り、新たな食の創造に挑戦していきます

＜企業理念に込めた思い＞
水産資源の持続的利用と地球環境の保全につながる思い
⇒「自然の恵みに感謝する」
歴史ある日本の食文化の伝統や卸売市場の役割を支えていきたい思い
⇒「古(いにしえ)からの食文化を守る」
様々な環境変化を先取りし、食を通じて人々の健康と幸福に貢献したい思い
⇒「新たな食の創造に挑戦する」

『経営理念』
①水産物流通の担い手として誇りを持ち、人々の健康と幸福に貢献します。
②企業も社員も常に質の向上を目指し、変革を推進していきます。
③社員全員が働きがいの持てる企業を創っていきます。
④企業として顧客、仕入先、株主など関係者からの期待に応え、社会的信頼を高めます。
⑤関西を基盤に世界を視野に入れた活動をしていきます。

⑵　経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループでは、成長性と収益性を確保するという観点から、企業収益の基本的な指標となる「売上高」、「営業利益」及び「経常利益」を重要な指標として位置づけております。

なお、当社グループが目指す2025年度の数値目標は、「(3)　経営環境及び優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載のとおりであります。

⑶　経営環境及び優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループの中核事業である水産物卸売業を取り巻く環境は、厳しい状況が続いております。海洋環境の変化によって天然魚の漁獲量は減少する一方で、水産物の国際的な価格は上昇し、魚価は高止まりしております。また、水産物流通の多様化に伴い、卸売市場の経由率（数量）は低下傾向にあり、取扱金額も減少しております。加えて国内における水産物の消費も低下傾向が見られます。

一方で、健康志向の高まりを背景に魚の美味しさなど、その価値が見直されております。水産物に対する潜在的な期待に応えるため、調達力を強化し顧客への提案力を高めることで、競合との差別化を図ってまいります。

当社グループでは、人材の確保と定着が社会的な課題となる中、働き甲斐のある職場つくりを目指し、人事制度を再構築しました。制度の定着を図るとともに、社内教育にも力を入れ、社員一人一人が成長し続けられる職場環境の維持・向上に取り組んでおります。

当社グループでは、「物流2024年問題」への対応に取り組んでまいりました。その取り組

みを発展させ、2025年４月に「物流企画部」を設置し、物流関連の企画立案に係る機能を強化しました。生産者や運送事業者との連携を強化し、物流体制の見直しと効率化を進めてまいります。

当社グループは、水産物卸売業を取り巻く様々な環境の変化に対応し、生産者と生活者の求めるものを最適につなぐ水産物を中心とした卸売企業として永続的な活動をすべく、＜2030年度のあるべき姿＞を描きました。その姿に到達するために、まず2023年度から2025年度に実行すべきテーマを定め、３カ年を対象とした＜中期経営計画＞を策定しております。

＜2030年度のあるべき姿＞
『活き活きと水産物の価値をお客様に提供し続ける企業』

これは、卸売市場の強みを発揮し、水産物卸として様々なお客様の要望に応え、水産物の価値をお届けしていること、また従業員一人一人が挑戦的・主体的に活き活きと仕事に取り組んでいる状態を表しています。

＜中期経営計画＞
2030年度のあるべき姿を基に、実現のための４つのポイントと2025年度の数値目標を掲げ、2023年度から中期経営計画をスタートさせました。２年目となる当連結会計年度（2024年度）は、増収・減益（経常利益）となりましたが、計画に対して順調に進捗しております。最終年度となる2025年度の計画達成に向けて、以下の４つのポイントを推進し、事業基盤の強化と企業価値の向上に努めてまいります。

ポイント
① 関西で確固たる基盤を有し世界の水産市場をターゲットに販売していく
　・社内組織の連携を図り、顧客視点で原料（産地）、加工、顧客を最適につなぐ仕組みを多くつくる
　・海外販売取引の拡充を図る
② 収益力を高めて、質の向上を図る
　・生産性を高めローコストで運営できる業務体制(業務変革と個人の能力の向上）にする
③ より挑戦的・主体的に取り組む組織風土のもと、より働き甲斐のある企業を目指す
　・新しい人事賃金制度の運用と定着を行う
④ ステークホルダーから信頼される企業を目指す
　・コンプライアンス・ガバナンス体制の強化を継続する
　・環境や安全・安心への取り組みを行い、広報・社会貢献活動を充実させる

2025年度　数値目標（連結ベース）
売上高　　1,040億円
営業利益　　690百万円
経常利益　　790百万円

1-5. 重要な子会社の状況

会社名	出資比率	主要な事業内容
	%	
株式会社京都興産	100.0	水産物販売事業
丸魚食品株式会社	100.0	水産物販売事業
株式会社大分水産	100.0	水産物販売事業
株式会社別府魚市	100.0	水産物販売事業
大阪東部冷蔵株式会社	100.0	冷蔵倉庫事業

1-6. 主要な借入先及び借入額　（2025年３月31日現在）

借入先	借入残高
	百万円
農林中央金庫	1,200
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	850
三井住友信託銀行株式会社	350

（注）借入残高には、当社が発行した社債の引受残高が含まれております。

1-7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当政策に関する基本方針は、業績が消費動向に大きく影響される特質を踏まえたうえで、将来に向けた安定的な収益基盤づくりのために内部留保の充実を図り、株主の皆様に安定した配当を継続的に行うこととしております。

剰余金の配当は期末配当の年１回を基本的な方針としており、上記政策に基づき取締役会で配当を決議しております。

なお、当事業年度の期末配当については、前事業年度に実施した創立85周年の記念配当を終了する一方で、通常配当を１株当たり１円増額して６円とし、前事業年度と同額の６円とすることを決議いたしました。

2．株式に関する事項

上位10名の株主の状況（2025年３月31日現在）

⑴　発行可能株式総数　　47,800,000株
⑵　発行済株式の総数　　13,774,819株
⑶　株主数　　4,215名

⑷　大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社ニッスイ	4,303	31.75
株式会社極洋	1,180	8.70
農林中央金庫	694	5.12
大水従業員持株会	492	3.63
ニチモウ株式会社	450	3.32
中部水産株式会社	259	1.91
寶船冷蔵株式会社	225	1.66
利州株式会社	215	1.58
大起産業株式会社	196	1.44
水野直明	160	1.18

（注）１．当社は、自己株式を上位10位以内に該当する221,324株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
３．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

3．会社役員に関する事項

3-1．会社役員の状況　（2025年３月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
山橋　英一郎	代表取締役 社長執行役員	営業本部長	
湯上　信元	取締役 常務執行役員	営業本部長補佐 兼経営企画室担当 兼海外販売部長	株式会社京都興産　取締役 株式会社大分水産　取締役 株式会社別府魚市　取締役会長
児島　實	取締役 常務執行役員	大阪鮮魚部門 大阪鮮魚統括 兼大阪本場支社長	
金岡　正倍	取締役 上席執行役員	神戸支社長兼 神戸東部支社長	
西山　康成	取締役 執行役員	管理本部長	
松葉　知幸	取締役		弁護士（松葉・中村法律事務所）
三谷　拓己	取締役		株式会社ニッスイ　執行役員特命事項担当
齋藤　守	常勤監査役		
百々　季仁	監査役		公認会計士 株式会社エースアドバイザリー　代表取締役
田中　豊	監査役		株式会社極洋　取締役大阪支社長

（注）１．取締役松葉知幸氏及び三谷拓己氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役齋藤守氏、百々季仁氏及び田中豊氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．監査役百々季仁氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、取締役松葉知幸氏及び監査役百々季仁氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出をしております。
５．株式会社京都興産、株式会社大分水産及び株式会社別府魚市は、当社の子会社であります。
６．当社は、株式会社ニッスイ及び株式会社極洋との間に営業上の取引があります。
また、当社は、松葉・中村法律事務所及び株式会社エースアドバイザリーとの間には記載すべき特別の関係はありません。

3-2. 取締役、監査役ごとの報酬等の総額

（単位：百万円）

区　　分	支給人数	報酬等の種類別の額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	8名	124（　７０）	41（　１５）	15（　１５）	180（１００）
監査役	3名	20（　２０）	－	－	20（　２０）
計	11名	144（　９０）	41（　１５）	15（　１５）	201（１２０）

（注）１．上記には、2024年６月21日開催の第89回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名が含まれております。
２．取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含めて計算しておりますが、使用人分給与を含めない取締役の報酬等の額についても（　）内に記載しております。
３．取締役の報酬限度額は、2019年６月20日開催の第84回定時株主総会において年額３億30百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と決議いただいております。なお、この報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含めております。
４．非金銭報酬等は、当社の普通株式にかかる譲渡制限付株式報酬であります。2021年６月24日開催の第86回定時株主総会において、上記の取締役の報酬年額３億30百万円の範囲内にて、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額30百万円以内、その割り当てを受ける譲渡制限付株式の総数は年130,000株を上限として決議いただいております。
５．監査役の報酬限度額は、1987年６月26日開催の第52回定時株主総会において月額４百万円以内と決議いただいております。

3-3. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等の業績指標は、事業年度ごとの営業利益及び経常利益であります。その理由は、当社グループが策定した経営計画において、収益性判断の重要な指標として当該指標を位置付けているためであります。業績連動報酬等の額の決定方法については、当該指標に基づき指名・報酬委員会で審議し、取締役会に答申し決定しております。また、その算定方法については、当社規定により定められた各職位の支給基礎額に対し、当該指標を基礎として計算した係数を乗じることで算出しております。なお、業績指標の目標については具体的に定めておりませんが、当事業年度に係る業績連動報酬等の算定に用いた業績指標の実績は、直近１年間の当該指標でありました。

3-4. 非金銭報酬等に関する事項

当社は、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当該譲渡制限付株式報酬として交付した株式の状況は、「2-ⅰ．事業年度中に会社役員（会社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項」に記載のとおりであります。

3-5. 報酬等に関する定款の定め又は株主総会決議に関する事項

取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2019年６月20日であり、同日開催の第84回定時株主総会において年額３億30百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と決議しております（この報酬には使用人兼務取締役の使用人分給与を含みます。）。なお、当該定めに係る取締役の員数は９名（うち社外取締役２名）であります。

また、2021年６月24日開催の第86回定時株主総会において、上記の取締役の報酬年額３億30百万円の範囲内にて、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額30百万円以内、その割り当てを受ける譲渡制限付株式の総数は年130,000株を上限として決議いただいております。なお、当該定めに係る取締役（社外取締役を除く）の員数は、６名であります。

監査役の報酬等については、監査役の協議により固定報酬のみとし、報酬の額を決定しております。また、監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は1987年６月26日であり、同日開催の第52回定時株主総会において月額４百万円以内と決議しております。なお、当該定めに係る監査役の員数は３名であります。

3-6. 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項

＜役員の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針の決定方法＞

当社は2021年６月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等（この報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与を含みます。）の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

＜当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が方針に沿うものであると判断した理由＞

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、社外取締役、社外監査役が過半数を占める指名・報酬委員会において厳正に審議されております。また指名・報酬委員会は、独立社外取締役が委員長を務めております。取締役会は、取締役の個人別の報酬等に関する指名・報酬委員会の答申が、当社規程に沿って適切に審議されたものと考えているため、指名・報酬委員会からの答申を尊重して決議を行っており、方針に沿うものであると判断しております。

＜役員の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針の内容＞

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

１．基本方針

当社の取締役の報酬等（この報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与を含みます。）は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、一部に株主利益と連動した報酬を組み合わせることとし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬等は、金銭による固定報酬としての基本報酬、業績に連動する賞与及び譲渡制限の付された当社株式（以下、「譲渡制限付株式」という）による報酬より構成するものとします。なお、取締役に対する監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみとします。

また、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。同委員会の委員は３名

以上の取締役及び監査役とします。同委員会は委員の過半数を社外役員で構成し、委員長を独立社外取締役としております。

２．基本報酬（金銭による固定報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて業績や従業員給与の水準も考慮し、総合的に勘案して決定します。

３．業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、営業利益及び経常利益を主要な業績指標として経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえて見直しを行うものとします。また、業績連動報酬等は現金報酬とし、各事業年度の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、賞与として毎年一定の時期に支給します。

４．非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は、中長期的な業績向上に対する意識を高めるため、毎年130,000株を上限とする株式報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて配分し、毎年一定の時期に交付するものとします。ただし、原則として任期満了による退任の時まで譲渡制限を付すものとし、取締役が解任される等、あらかじめ定める事由により退任する場合は、その取締役に割り当てられた譲渡制限付株式報酬を会社が無償で取得できるものとします。

５．基本報酬、業績連動報酬等、非金銭報酬等のそれぞれの額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬等の割合は、基本報酬が７割程度、業績連動報酬等（賞与）が２割程度、非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）が１割程度を目安とし、指名・報酬委員会で審議のうえ決定します。

６．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の額については、取締役会から指名・報酬委員会に原案を諮問し、答申を得たうえで、答申の内容に従って決定するものとします。指名・報酬委員会に諮問する内容は、各取締役の基本報酬の額及び譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の額並びに各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。

3-7. 各会社役員の報酬等の額の決定の委任に関する事項

該当事項はありません。

本事業報告中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失については、表示数値未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2025年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**17,912**	**流動負債**	**9,613**
現金及び預金	3,001	支払手形及び買掛金	6,844
受取手形	16	短期借入金	1,350
売掛金	8,661	1年内返済予定の長期借入金	250
商品及び製品	5,959	未払金	631
未収消費税等	53	未払法人税等	60
その他	239	賞与引当金	188
貸倒引当金	△20	その他	289
固定資産	**6,927**	**固定負債**	**3,768**
有形固定資産	**2,811**	社債	800
建物及び構築物	713	長期借入金	600
機械装置及び運搬具	112	繰延税金負債	398
器具及び備品	194	再評価に係る繰延税金負債	283
土地	1,723	役員退職慰労引当金	87
リース資産	34	退職給付に係る負債	1,096
建設仮勘定	33	その他	502
無形固定資産	**65**	**負債合計**	**13,382**
ソフトウエア	41	**(純資産の部)**	
電話加入権	9	**株主資本**	**9,145**
その他	14	**資本金**	**100**
投資その他の資産	**4,051**	**資本剰余金**	**2,758**
投資有価証券	3,735	**利益剰余金**	**6,343**
長期貸付金	69	**自己株式**	**△56**
破産更生債権等	99	**その他の包括利益累計額**	**2,312**
固定化営業債権	946	**その他有価証券評価差額金**	**1,830**
繰延税金資産	14	**繰延ヘッジ損益**	**0**
その他	143	**土地再評価差額金**	**185**
貸倒引当金	△956	**退職給付に係る調整累計額**	**295**
資産合計	**24,840**	**純資産合計**	**11,457**
		負債・純資産合計	**24,840**

連結損益計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**99,302**
売上原価		**92,678**
売上総利益		**6,623**
販売費及び一般管理費		**5,942**
営業利益		**680**
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	97	
受取賃貸料	176	
貸倒引当金戻入額	6	
その他	22	**306**
営業外費用		
支払利息	23	
賃貸費用	101	
社債発行費	17	
その他	19	**162**
経常利益		**824**
特別利益		
投資有価証券売却益	2	**2**
税金等調整前当期純利益		**826**
法人税、住民税及び事業税	77	
法人税等調整額	△440	**△362**
当期純利益		**1,189**
非支配株主に帰属する当期純利益		**－**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,189**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２５年5月１６日

株 式 会 社 大 水
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　和田林　一毅
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　小林　謙一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社大水の２０２４年4月1日から２０２５年3月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大水及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月16日

株式会社　大　　水　　監査役会

常勤監査役(社外監査役)　齋　藤　　守　㊞

監　査　役(社外監査役)　百　々　季　仁　㊞

監　査　役(社外監査役)　田　中　　豊　㊞

以　上

第 90 回 定時株主総会
会場ご案内図

場 所

大阪市福島区野田二丁目13番９号
大水野田ビル３階　当社会議室

最寄駅のご案内

電 車

地下鉄 千日前線
「玉川」 駅 下車

⑥番出口 徒歩約10分

JR 大阪環状線「野田」駅 下車
徒歩約10分

お願い

○お車でのご来場はご遠慮願います。

○開会時刻間際は受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場ください。

○株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK